

淀川水系流域委員会ニュースレターNo.51

2007年1月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社日本能率協会総合研究所
淀川グループ

〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-2-8 トーア紡第2ビル203

TEL (06) 6209-0034 FAX: (06) 6209-0036

E-mail:yodogawa@jmar.info

●流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構 関西支社／滋賀県 土木交通部河港課／京都府 土木建築部河川計画室／大阪府 土木部河川室／兵庫県土木局河川計画課／奈良県 土木部河川課／三重県 伊賀県民局 等

*ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

No.51
2007年1月発行

淀川水系 流域委員会

ニュースレター

<http://www.yodoriver.org>



C
O
N
T
E
N
T
S

委員会

- | | |
|----------|----------------|
| ●第52回委員会 | 10月10日(火) P. 1 |
| ●第53回委員会 | 11月22日(水) P. 5 |
| ●第54回委員会 | 12月7日(木) P. 9 |

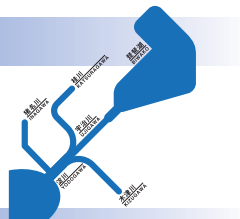
部会

- | | |
|----------------|----------------|
| ●第10回住民参加部会 | 11月15日(水) P.13 |
| ●第8回利水・水需要管理部会 | 11月23日(木) P.17 |

このニュースレターは委員会・部会の開催結果をお知らせするものです。

第52回委員会

- 開催日時：2006年10月10日（火）16:00～19:20
- 場 所：みやこめっせ 地下1階 第1展示場A面
- 参加者数：委員16名 河川管理者（指定席）17名
一般傍聴者（マスコミ含む）119名



1. 決定事項

- ・審議資料1「平成17年度事業の進捗点検についての少数意見」を少数意見として「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見書」に付する。
- ・「ダム等の管理に係るフォローアップについての報告書」をまとめるためのWGを発足する。WGリーダーは今本委員、WG委員は全委員とする。
- ・部会検討会およびWG検討会については、一般の方も傍聴できるようにする（傍聴可能人数や傍聴申込手順等、具体的な方法については後日検討する）。作業検討会については、従来通り、非公開とする。運営会議については、希望する委員は傍聴できるものとする。
- ・事業中の5ダムについて検討を行うWGを発足する。丹生ダム担当は今本委員、大戸川ダム担当は澤井委員、天ヶ瀬ダム担当は綾委員、川上ダム担当は川上委員、余野川ダム担当は高田委員。具体的な検討の進め方は後日検討する。

2. 報告の概要：庶務より報告資料1を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

①平成17年度事業の進捗点検についての意見書への少数意見について

審議資料1「平成17年度事業の進捗点検についての少数意見」について委員から説明がなされた後、「1. 決定事項」の通り、審議資料1を少数意見として付することが決定した。

②ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について

河川管理者より提出される予定の「ダム等の管理に係るフォローアップについての報告書」の検討体制について意見交換がなされ、「1. 決定事項」の通り、WGの発足が決定した。

③部会・WGの検討状況と今後の予定について

審議資料3-1「住民参加のさらなる進化に向けて」、審議資料3-2「利水・水需要管理部会検討資料 目次案」、審議資料3-3「水位操作WG意見書 目次案」を用いて、これまでの検討経過や意見書作成状況について部長およびWGリーダーから説明がなされた。その後、審議資料3-1「住民参加のさらなる進化に向けて」と事業中の5ダムについて意見交換がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

○「住民参加のさらなる進化に向けて」に関する意見

- ・河川管理者は河川法が規定している「必要があると認められるとき」や「必要な措置」について意見を求めている。意見が分かれている重要な事業（例：狭窄部開削、洗堰水位操作、淀川河川公園等）ごとに意見を述べる必要があるのではないか。意見書の目次案で河川管理者の要請に応えられるのか、疑問だ。
- ・「社会的合意」については河川管理者から意見を求められていない。意見書をまとめる必要性を感じない。
 - 「社会的合意については河川管理者から意見を求められていないから書かないでよい」という意見には反対だ。提言や意見書で使った「社会的合意」の意味を示したい。
- ・住民参加制度は、行政によるよりよい計画づくり、よりよい施策のための手続きだ。河川法は「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定しており、河川法においてどのような住民参加を行うのか、実質的な住民参加をどのような方法で実現するのかを模索しなければならない。流域委員会は河川管理者が実施した対話集会を検討し、効果的・実質的な住民参加を実現するための手法を示しておく必要がある。

○事業中の5ダムについて

- ・事業中の5ダムについてさらに意見を述べるべきかどうかについて検討がなされ、「1. 決定事項」のとおりに決定した。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・河川管理者は「淀川水系5ダムについての方針」（平成18年7月）において、3つのダムは実施、2つのダムは当面実施しないという方針を示した。今後、仮に「当面実施しない」となった場合に「当面」の間何をしておくべきなのか、あるいは「実施する」となった場合に実施までの期間に何をすべきなのか等について、WGで議論をして意見を述べておかなければならないと考えている（委員長）。
 - 委員長の提案に賛成したい。来年2月以降の次期流域委員会にも関連してくる。現委員の任期中に河川管理者から河川整備計画原案が示されるかどうかは甚だ疑問であり、おそらく現流域委員会が意見を

を述べる機会はないだろう。これまでの流域委員会の活動・神髓を次期流域委員会に継続するためにも事業中のダムに対する一定のとりまとめをして、次期流域委員会に継承しないといけない。

④その他

○部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について

非公開で開催されている部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について意見交換がなされ、「1. 決定事項」のとおりに決定した。

○次期流域委員会について

- ・次期流域委員会について、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
- ・次期流域委員会の体制に関しては河川管理者の専決事項だが、次期流域委員会の委員公募がいまだにはじまっていない。次期流域委員会について何か決まっているのか（委員長）。
 - 何も決まっておらず、委員選定も始まっていない。今後どうするのか、検討を行っている（河川管理者）。
- ・河川整備計画原案に対して意見を述べるのが流域委員会の本来の任務であり、原案が出てこないのであれば、流域委員会を継続するのが筋だ。少なくとも委員の公募は原則として継承されなければならない。
- ・河川管理者はこれまでの流域委員会の活動を「河川整備計画を策定する」という立場から見えてきた。次期流域委員会については全面的に河川管理者に預け、適切な委員を河川管理者が選定すればよい。
- ・委員選定の際には出席率を考慮すべきだ。委員の年齢制限もやめておくべき。活動内容を評価すべきだ。
- ・流域委員会の特徴は、労を厭わず自ら筆を執り、河川管理者とキャッチボールをしてよりよいものを示すことだ。これを次期流域委員会に継承しなければならない。継承できる委員と共有できる新しい委員を選定して頂きたい。河川管理者には、速やかに、次期流域委員会設置に向けた考え方を示してもらいたい。
- ・次期流域委員会に対する流域委員会の意向を伝える要望書をまとめるべきではないか。
 - 運営会議で検討させて頂きたい（委員長）。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：6名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・次期流域委員会について期限を区切って河川管理者からの回答を求めるべき。次期流域委員会でも委員公募はすべきであり、審議内容の継続という観点からみて、現委員の半数以上が残らなければならない。また、制度として住民が意見を述べる機会はあるが、ほとんどの住民が知らない。社会的合意のあり方を示すのが住民参加部会の役割だ。どうすれば社会的合意が得られるかを示して欲しい。
- ・次期流域委員会では、整備計画原案の審議ができるよう、現在の全委員を再任するよう求める。6月、前深瀬川環境探索ハイキングや水質調査を行った。水生生物簡易判定でやや汚い水、バックテストでCOD化学的酸素要求量8ppmとなり、汚染水だった。これは川上ダム建設事業実施と無縁ではない。ハーモニーフォレスト整備事業や産廃の違法投棄等、ダム事業者は責任を受けとめ、汚染源の追及と対策を実行する責務を認識して頂きたい（参考資料1 No.717）。高山ダムについては、曝気装置の効果が全く上がっていない。8月の観察調査では、曝気で吹き上がる水は緑色（アオコ）で、高山大橋付近は赤色（赤潮）だった。京阪神は水余り状態であり、発電についても関西電力もコストの高い小規模発電所が邪魔になっている。高山ダムの貯水を廃止することが環境回復のための必須条件だ。月ヶ瀬地域は高山ダムによって月ヶ瀬梅溪を失った。奈良市に対し世界文化遺産月ヶ瀬梅溪創造事業を立ち上げるよう提案している。地域住民は月ヶ瀬梅溪の復活を希望している。
- ・水資源機構法施行令18～42条「撤退ルール」によると利水者が水資源開発事業から撤退すると決め公文書の水資源機構に送れば撤退ルールが発動すると水資源機構施行令の責任担当課から聞いたが、例えば大阪府は丹生ダムからの撤退を表明しながら公文書を出していない。利水者総撤退でありながらいまだに白紙に戻らない丹生ダムに関して十分な透明性と説明責任を果たすべきだ。異常渇水の頻発が問題になっているが、「渇水」とは何か、利水安全度や維持流量は妥当なのかといった議論を十分にすべき。異常渇水や水資源開発の専門家金城学院大学の伊藤達也氏のご意見も含めて、次期委員会で継続して議論をお願いする。
- ・第2次流域委員会は河川工学者を増やしたが出席率もよくなり、機能していない。第1次流域委員会の地域に特性に詳しい委員16名のうち4名だけが継続で新規委員は1名だけだった。住民代表の委員を残すことが一番の住民参加ではないか。監視している者がいるということを感じて臨んで頂きたい。
- ・一般傍聴者の意見へも回答していくべき。ダムのフォローアップに関して、河川管理者が環境委員会に提出した資料を流域委員会に出すべき。河川管理者は仕事を放棄しているのではないか。
- ・一般住民の会議傍聴と発言は住民参加において重要だ。一般傍聴者として参加している河川管理者を精査すれば、大きな会場は必要ない。次期流域委員会をやめれば河川管理者は地元住民の信頼をすべて失う。委員公募も重要。こういった手順を踏んでいかないと社会的合意には到達しない。制度的な保証が大事だ。

第52回委員会の説明資料より抜粋

■ 審議資料3-1、3-2、3-3より

第52回委員会では、審議資料3-1「『住民参加のさらなる進化に向けて』目次」、審議資料3-2「利水・水需要管理部会検討資料目次(案)」、審議資料3-3「水位操作WG意見書目次(案)」を用いて、部会長およびWGリーダーから説明がなされました。以下に資料を掲載いたします。

審議資料3-1

住民参加のさらなる進化に向けて

目次

はじめに

I 住民参加のためにとられた河川管理者の手法とその評価

1. 意見募集
2. 住民説明会
3. 対話集会

II 住民参加のさらなる進化に向けて

1. 開かれた住民参加のあり方
2. 意見聴取の方法
3. 意見聴取と反映のしくみ

III 社会的合意について

おわりに

審議資料3-2

利水・水需要管理部会検討資料目次(案)

はじめに

序章 淀川水資源開発の概略

- (1) 瀬田川(南郷)洗堰の建設・改修と琵琶湖水位
- (2) 京都第1・第2琵琶湖疎水および発電用水の供給
- (3) 旧河川法(明治29年)と慣行水利権・許可水利権の成立
- (4) 淀川河水統制第1期事業
- (5) 水資源開発基本計画と淀川フルプラン
- (6) 正蓮寺川利水、長柄可動堰改築(淀川大堰開発)による維持用水の転用
- (7) 琵琶湖(総合)開発事業

第1章「水需要管理」概念

- 1.1 淀川水系の利水管理の方向性
- 1.2 水需要管理

第2章 開発行政からの転換

- 2.1 水需要管理を促す5の要因
- 2.2 水需要管理の3本の柱

第3章 淀川利水管理の現状と課題

- 3.1 河川流量データおよび水収支分析重視の管理
 - (1) 利水安全度について
 - (2) 枚方(高浜)基準点の確保流量
 - (3) 異常渇水時の緊急水の補給
 - (4) 渇水調整と大川維持流量について
- 3.2 水需要管理のソフトリユース
 - (1) 水需要の精査確認と水利権の用途間転用
 - (2) 河川法第53条および第53条の2について
- 3.3 水需要管理のソフトリユースの例題
 - (1) 三重県伊賀用水の新規利水について

(※次ページへ続く)

- (2) 農業用水の転用および河川自流からの取水
- (3) 淀川下流(阪神地区)利水との水利調整

3.4 環境との関係

- (1) 阪神地区の水需要の傾向
- (2) 利水者の経営
- (3) 水利権
- (4) 料金制度 負担金
- (5) 環境コスト負担

3.5 治水との関係

- (1) 夏期制限水位と異常水位低下の関係
- (2) 制限水位の柔軟な運用

第4章 新たな淀川利水管理にむけて

おわりに 付属資料

審議資料3-3

水位操作WG意見書目次(案)

1. はじめに

2. 琵琶湖および淀川本来の水位変動について

- ① 琵琶湖—淀川水系の(生物相の)特性
- ② 琵琶湖本来の水位変動と現状
- ③ 淀川本来の水位変動と現状

3. 琵琶湖および淀川の水位操作に関するこれまでの経緯(骨子はほぼ完成済み)

4. 水位操作の試行およびその評価(河川管理者の評価、資料提供依頼済み)

- ① 琵琶湖水位

- ② 淀川水位(淀川大堰、枚方)

5. 水位操作のあるべき姿についての考え方と問題点(今後、水位操作WGで要議論)

- ① 環境
- ② 治水
- ③ 利水・利用

6. 今後の水位操作試行の進め方と検討すべき課題(今後、水位操作WGで要議論)

(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R52-A
報告資料1	前回委員会(2006.7.6)以降の会議開催経過	R52-B
報告資料2	河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見書	R52-C
審議資料1	平成17年度事業の進捗点検についての少数意見	R52-D
審議資料2	なし	—
審議資料3-1	「住民参加のさらなる進化にむけて」目次	R52-E
審議資料3-2	利水・水需要管理部会検討資料 目次案	R52-F
審議資料3-3	水位操作WG意見書 目次案	R52-G
その他資料	委員会の今後のスケジュール	R52-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	R52-I

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。

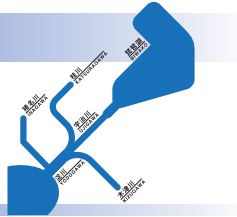
資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第53回委員会

■開催日時：2006年11月22日（火）13:35～17:00

■場所：KBSホール 「ホール」

■参加者数：委員18名 河川管理者（指定席）18名
一般傍聴者（マスコミ含む）180名



1. 決定事項

・ダムフォローアップに関する質問事項や検討すべき事項について、河川管理者と質疑応答や意見交換を行う検討会を開催する。河川管理者への追加資料や追加説明が必要な場合は、一週間以内に庶務に連絡する。

2. 報告の概要：庶務より報告資料1を用いて前回委員会以降の経過報告がなされた。

3. 審議の概要

① ダム等の管理に係るフォローアップについて

河川管理者より、審議資料1-1-1「日吉ダム定期報告書(案)」、資料1-1-2「日吉ダム定期報告書(案)概要版」、資料1-2「天ヶ瀬ダム定期報告書(案)」の説明がなされた後、質疑応答がなされた。主な内容は次の通り（例示）。

・定期報告書は「案」なのか。流域委員会の意見によって、定期報告書が修正されるのか。
一問違いがある場合は修正をするが、報告書としてご覧頂いてご意見を頂きたい（河川管理者）。

○ 質疑応答

・ダム貯水池内の堆砂に関する調査はなされているが、ダムの管理上、下流への土砂移動等について把握する義務はないのか。下流側から見れば、上流から砂が流れてこないことが問題だ（海岸侵食、河床低下等）。

一ダム下流の堆砂についてはフォローアップには義務づけられていないが、淀川水系では土砂移動等について下流の河川事務所と連携し広域的な委員会にて調査検討をする。また、全国的にも問題になっているので、下流との連携によって、河川における土砂移動にダムがどの程度影響を与えているのかという観点で調査している（河川管理者）。

・日吉ダムの水源地域人口の推移が示されているが、平成12年度までしか記載されていない。近年まで入れた方がよい。また、観光者数も記載されているが、平成16年度は7万人を下回っているのは何故か。

一人口動態調査は3年ごとが基本となっている。本年も調査を実施しているので、今後付加していく。平成16年度の観光者数は、テロ対策として一般自由解放を職員による案内に変更した影響が出ていると思われる（河川管理者）。

② 部会・WGの検討状況と今後の予定について

審議資料2-1「利水・水需要管理部会報告書」、審議資料2-2「水位操作WG意見書目次(案)」を参考に、検討経過と今後の予定について部会長およびWGリーダーから説明がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

・ダムWGでは、事業中の5つのダムについて「今何をすべきか」を述べておきたい。ダムフォローアップについても、ダムWGに対応する。地域別部会の開催については、今後検討したい（委員長）。

③ 今後の流域委員会（流域委員会休止報道）について

河川管理者より、当日配付資料「10月24日局長就任記者会見における「淀川水系流域委員会」関連発言に対する報道について」を用いて今後の流域委員会（流域委員会休止報道）について説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。

・本日は局長が欠席のため、私（河川部長）から説明をさせて頂きたい（河川管理者）（以下、当日配付資料「10月24日局長就任記者会見における「淀川水系流域委員会」関連発言に対する報道について」転載）。

■10月17日に、淀川水系流域委員会が廃止の危機と報道があり、このため24日の局長就任記者会見において、流域委員会に関連する質問がありました。

■これに対し、流域委員会は河川整備計画の作成に当たり学識者の意見を聴く場として設置しているものであり、廃止する考えはないとお答えしました。

■一方、河川整備計画の前提となる河川整備基本方針を審議する、社会資本整備審議会河川分科会基本方針検討小委員会において、3箇所の狭窄部の問題、全閉を含む瀬田川洗堰操作規則の問題、琵琶湖にとっては既往最大となる明治29年洪水対応など、新たな論点整理がなされました。これらは、検討結果によっては、基本高水、計画高水流量を変えるかも知れないほど重要なものです。

■したがって、その検討に時間がかかることから、河川整備基本方針策定までにはなお時間を要すると見込まれています。

■現在の委員の任期は平成19年1月で切れますが、河川整備基本方針策定までにはなお時間を要すると見込まれることから、時間的な関係で一旦お休みになるとの見通しを述べたものです。

■また、流域委員会への感想を記者の方から求められ、多くの貴重な意見をいただいたこと、委員に限らず

多くの方に川について議論していただくことにつながったこと等を申し上げました。なお、一部報道で流域委員会の評判が悪いとの発言報道がありました。そのような事実はなく、地方公共団体の首長さんからは、国土交通省は我々の意見よりも流域委員会の意見を大切にすすめているのではないかと、国土交通省へのおしかりをいただいたこともある、とお話をしたものです。

■経緯は上に述べた通りで、休止するとかしないという方針を決めたという話ではなく、当然、休止のための手続きというものもありません。物理的なスケジュールの見直しを述べただけです。

■以上のことについて、大臣と整備局の間に齟齬があるとの誤解もありましたが、あらためて大臣が記者会見の場で、整備計画を策定するについて流域委員会の意見を聴くこと、一時休止することになるが廃止する考えは全くないことを明言されました。大臣と整備局の間には全く齟齬はありません。

■その後、大臣からも、「休止期間が長くないよう、基本方針作成等の作業を精力的に進めるよう」ご指示いただいています。

（以上）

・局長が、委員長・両副委員長との意見交換の中で強調したのは、一部の新聞記事では流域委員会と河川管理者が対立しているとの報道もなされたが、今後もこれまで通り、流域委員会との協働関係を継続していきたいということだった（河川管理者）。

一基本方針の策定が遅れているという事情は以前から同じだ。担当者が変わっただけで、その他は流域委員会が始まった当初と何ら変わりはない。「協働関係」についての説明は同意する（委員長）。

・「基本方針の検討が進むまで委員会を休止する」とのことだが、素直に考えれば、流域委員会を継続して意見を聴きながら、基本方針の検討を進めた方がよいと思うがどうか。

一よりよい整備計画をつくっていくために、学識者、住民、自治体からご意見を聴きながら進めてきた。6年間の流域委員会の活動については、河川管理者もいろいろ考えており、これまでのやり方を点検して、良い点はさらにすすめ、改めるべき点は改善していきたい。そのための点検をさせて頂きたい。

例えば、透明性や客観性の確保、公募等による住民等の参加の機会確保は、流域委員会の重要なファクターだと思っている。点検を進めて、ある程度まとまった段階で改めてお示ししたい。流域委員会再開は基本方針が策定された後ということではなく、点検を早く済ませ、基本方針が策定され議論が始めるときに十分に間に合うよう、あるいはその少し前から議論が再開できるようにしたいと考えている（河川管理者）。

・11月15日に局長と面談した際、「ダムフォローアップについて深く掘り下げた意見を言うためには1月末では非常に厳しいので、流域委員会の規模を縮小してでも継続したほうがよいのではないか」と尋ねたが、明確な回答は頂けなかった。

一現時点では決めきれない。ご意見を頂いて検討させて頂きたい（河川管理者）。

・いまだに現委員任期切れに伴う手続きがなされていないということは、「流域委員会の評価を見直した方がよい」という結論がなされたと考えざるを得ない。見直しの動機になった点等を説明して頂きたい。

一まだきっちりとはまとまっていないが、委員数も多く組織も大きいため審議に時間がかかり、経費もかかるという実態がある。他の流域委員会に比べて大きなエネルギーがかかっているのが効率化すればよいのではないかと考えている。そういう点について、点検をしたいと思っている（河川管理者）。

・これまでの6年間、「流域委員会が提言を出し、河川管理者が整備計画基礎原案を出す」といった具合に進めてきたが、河川管理者にも時間が必要だと思う。時間がないために、検討不足のまま整備計画基礎原案等が出されたという面もある。きちんとした整備計画原案を検討してもらうために、期間を決めて、河川管理者に時間を与えた方がよい。

・流域委員会を一時休止することになっても廃止しないという点を明確に述べられたことは評価したい。6年間、委員会と河川管理者との協働による審議でよりよい計画づくりを目指してやってきた。成果もあったと思うが、河川管理者も委員も、やればやるほど、労力的にも財政的にも大きな負担となっていた。審議の中身についても検討すべき点が多々出てきていると思う。委員会と河川管理者が目指そうとしたものは維持しながら、改善すべき点は改善してよりよい方向に持っていくことは必要だと思っている。すでに河川管理者の方で見直しや点検を進めているとのことだが、点検状況を公開しないまま今後の体制を決定するのではなく、改善点についても委員会とともに反省し知恵を出し合ってやってもらいたい。点検についても委員会との協働作業を実現してもらいたい。第2次委員会には4つの諮問事項がある。整備計画原案の意見を述べるのはスケジュール的に無理だが、それ以外については現在も検討を進めている。ダムフォローアップ等について意見を述べるために委員会を継続してもよいのではないかと。その辺りについても委員会と河川管理者で意見交換をしながら決めればよいのではないかと。

一河川管理者による点検・検討がある程度まとまった段階で示したいと説明したのは、まさにそういうことだ。決定してからではなく、主な検討項目がある程度まとまった段階でお話しして、委員会の意見を伺いたいと思っている（河川管理者）。

（※次ページへ続く）

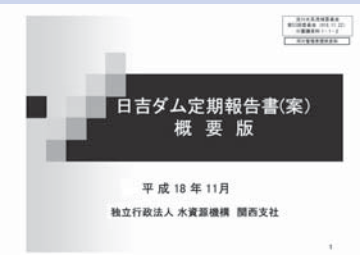
- 夏頃から次期流域委員会の委員選定がなされていないという話が出ていた。この件について、河川管理者からは「検討中」との説明を受けていたが、今もおお検討中のままだ。どういった点の判断に時間を要しているのか。論点はある程度はつきりしていると思うので、教えて頂きたい。
 ー一例を申し上げたい。河川管理者は学識者、住民、自治体からバランスよく意見を聴いていかなければならないが、大きく報道されているせいか、流域委員会の意見がたくさん通り、自治体の意見が通っていないと思われている首長がいるのも事実だ。そういった誤解を解くために、自治体への意見の聴き方を工夫する必要がある。その点検・検討の時間がかかっている（河川管理者）。
- できるだけ早い機会に河川管理者による点検・検討内容を明らかにして頂きたい。淀川水系の河川管理者は河川法の趣旨を最大限尊重したやり方をとってきた。その主たるものは「委員公衆」と「委員会運営の独自性」なので、このふたつは変更せずに今後も継続するということを表明して頂きたい。
- 流域委員会休止報道についての説明は十分理解できた。流域委員会は大きな社会実験だと思っている。実験であったがゆえに成果もあったろうし課題もあったと思う。河川整備計画は河川管理者の専決事項であり、河川整備計画を流域に合ったよりよいものにしていくためにどのように意見を求めるかは、非常に重要なことだ。6年間の社会実験の上に立って、河川管理者も思うところがあるのだと思う。整備計画原案に意見を述べる流域委員会のあり方を十分に検討してもらいたい。
- ダムフォローアップの検討は来年1月末までにはできないので、審議の継続をお願いしたい。
 ー無理なお願いだとは思いますが、ダムフォローアップについては現委員の任期中にお願したい。実際の進捗状況を見ながらご相談させて頂きたい（河川管理者）。
- 継続的に流域委員会で審議を進めながら、河川管理者から流域委員会への注文や意見を出してもらおうというのが素直なやり方だと思ふ。積み残しの案件の全てを第2次流域委員会で審議すべきだとは思わない。次期流域委員会を早く立ち上げて、連続的に審議していくことが大事だ。これまでの流域委員会の活動には反省点もあるので、協議会等をつくって、流域委員会と河川管理者が協働で点検・検討を進めていく方式がとればよいのではないか。
- 基本方針という前提条件が変わるかもしれないので休止期間を置くというのは都市計画や地域計画でもよくあることなので、理解できる。実質上は、河川管理者と流域委員会の仕事は別なので、どのように効率的に進めていくかを検討するためには時間が必要だと思う。一方で、流域委員会は6年間も続いているのだから、2年毎程度で第三者の評価や点検が入るのが一般的だ。流域委員会自身も予算等を公開して透明性を高め、第三者的な機関に評価してもらった方がよい。
- 4. 一般傍聴者からの意見聴取：6名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
 ・今回の局長発言は、納得のいかない第2次委員会委員選考や突然のダム方針発表と同じやり方だ。全国の流域委員会では淀川方式が採用されておらず、住民には公聴会でしか意見を聴かない。淀川方式が否定されている。住民の不信を招いているので信頼回復が必要だ。河川管理者には態度で示して欲しい。
 ・整備計画原案が遅れているのは基本方針が変わるからという説明だが、なぜ基本方針がまだにできていないのか。余野川ダムは当面実施しないという方針だが、調査検討が終わっていない。河川管理者は仕事をしているのか。次期委員会委員が選任できていないのであれば、現委員会を継続するしかない。委員会運営経費は民主主義のコストで、やめてしまうとそれを破棄するということになる。委員会を廃止すれば「権力による横暴」と言われても仕方がない。委員会継続という方針を1/31までに示して欲しい。
 ・河川管理者にはいろんな意見を受け止める度量がないといけない。委員会休止の理由がわからないし、道理もないので反対だ。これまでの委員会活動の点検は委員会を継続しながらでもできる。河川管理者がいつまでに点検を終えるのかをはっきりさせないとけない。傍聴者の半分は河川管理者なので大きな会場は必要ない。自治体と学識者の意見をバランスよく聴くことは委員会継続と矛盾しない。委員会のよい点は「委員公衆」「一般傍聴者発言」「委員会の継続性」によって審議の透明性を高めていることだ。次期委員会委員をきちんと選出して欲しい。そうでなければ、河川管理者自らが地元住民の信頼をつぶしてしまうことになる。
- 基本方針の策定作業が進んでいないことは以前から分かっていたことであり、それがなぜ委員会休止につながるのか分らない。河川管理者が早期に見直しを立ててやっていくべき。委員会の改善を検討することだが、論点を示さないまま休止することは問題だ。「委員会を敵視し、潰してしまいたいと考えている」と受け止められるようなことを河川管理者がやるのは不幸なことだ。聴きおくことも意見の聴き方だが、河川法で重要な「反映」させることだ。プロセスを住民と共有して納得していくことが重要だ。これを没却するような休止というやり方は回避していただきたい。
- 局長が自ら説明すべきだった。整備計画策定に一体どれだけの税金と時間をつぎ込むのか。
- 流域委員会を立ち上げた人は異動させられ、ダム計画を推進したいという中央の意向が感じられる。流域委員会は住民から期待と信頼を持って見られている。矢作川流域委員会についてダム反対の住民のHPで「淀川水系流域委員会と違って、中部地方整備局に都合のよい委員が多数を占める委員会であった2、3年で広範囲に及ぶ課題をどうして審議できるのか」と述べている。近畿地方整備局も中部地整等と同じような委員会を計画しようとしているのではないか。

第53回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1-2より

第53回委員会では、審議資料1-1-2「日吉ダム定期報告書(案)概要版」などを用いて、河川管理者より報告がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○審議資料1-1-2



目次

1. 事業概要
2. 洪水調節
3. 利水補給
4. 堆砂
5. 水質
6. 生物
7. 水源地域動態

(※資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

審議資料1-2

平成18年度
天ヶ瀬ダム定期報告書(案)

平成18年11月
近畿地方整備局

目次

1. 事業概要
2. 洪水調節
3. 利水補給
4. 堆砂
5. 水質
6. 生物
7. 水源地域動態
8. その他

(※資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

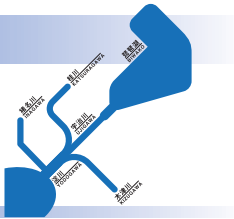
資料リスト		資料請求NO
議事次第		R53-A
報告資料1	前回委員会(2006.10.10)以降の会議開催経過	R53-B
審議資料1-1-1	日吉ダム定期報告書(案) -河川管理者提供資料-【閲覧資料】	-
審議資料1-1-2	日吉ダム定期報告書(案)概要版 -河川管理者提供資料-【閲覧資料】	-
審議資料1-2	天ヶ瀬ダム定期報告書(案) -河川管理者提供資料-【閲覧資料】	-
審議資料2-1	利水・水需要管理部報告書「水需要管理に向けて」目次(案)	R53-C
審議資料2-2	水位操作WG意見書 目次(案)	R53-D
その他資料	委員会の今後のスケジュール	R53-E
参考資料1	委員および一般からのご意見	R53-F

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第54回委員会

- 開催日時：2006年12月7日（木）10:00～13:40
- 場 所：みやこめッセ 1階 第2展示場A
- 参加者数：委員17名 河川管理者（指定席）22名
一般傍聴者（マスコミ含む）141名



1. **決定事項**：流域委員会要望書「次期委員会についての要望書」が河川管理者に提出された。
2. **報告の概要**：庶務より、前回委員会以降の経過報告がなされた。
3. **審議の概要**
 - ① **ダム等の管理に係るフォローアップについて**
河川管理者より、審議資料1-1-2「高山ダム定期報告書(案)概要版」、審議資料1-2-1「青蓮寺ダム定期報告書(案)概要版」を用いて説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。
 - **洪水調節について**
 - ・高山ダムでは平成8年以降取水制限が行われていない(P15)。平成8年以降は、利水者の要求に100%答えられた、つまり供給能力の低下（利水安全度の低下）は起きていないということにより。
 - ←平成17年にも高山ダムから下流への補給を実施している。淀川の近年の濁水発生状況表（P15）には記載漏れがあるかもしれないので確認をさせて頂きたい（河川管理者）。
 - ・高山ダム地点で1385m³/sの調節量があるとされているが、下流の加茂地点では約400m³/sに下がっている。一方、青蓮寺ダム地点における335m³/sの調節量は、下流では約380m³/sに増えている。これでよいのか。←加茂地点では、高山ダムの放流量に加えて木津川本川と残留域からの流量が合計された流量になっている。青蓮寺ダムの基準点（上名張地点）は比較的ダム直下であるとともに比奈知ダムの効果も加味されているため、ダムの効果が顕著に表れている（河川管理者）。
 - ・高山ダムの加茂地点での低減効果が水位で29cmとなっている(P13)。この数値は加茂地点のHQ曲線から計算したものなのか。もしHQ曲線から求めているのであれば、任意の地点では数値が出せないのか。←基準点のHQ曲線を用いて、低減できた流量を試算し、水位に換算している（河川管理者）。
 - **洪水調節と利水補給の統合運用・統合操作について説明がなされたが、琵琶湖や他のダムとの連携の実績や効果を説明してもらえればよかった。また、全国のダムとの比較・評価も実施して欲しい。**
 - ② **水質について**
 - ・高山ダム、青蓮寺ダムの「水質調査項目・頻度」が示されているが、例えば「形態別栄養塩項目」は「富栄養化関連項目」の「総窒素・総リン」の中のもので、この分類のまま評価されるのは問題だ。また、溶存酸素は冬場は水温が低いために高くなるが、調査結果によると網場と流入河川で違っている。測定した時間が違うのではないかと。データを比較するために測定時間を記載しておいて頂きたい。
 - ・上流にアオコが出現しているが下流のダムで発生していない理由やメカニズムの解明が大切だ。また、曝気すればアオコやプランクトンが増えなくなるだけでなく水質がよくなるわけではない。根本的な解決策ではない。長期的な曝気による影響について、他のダムにおける曝気の事例を比較調査することも重要だ。
 - ③ **生物について**
 - ・高山ダムの特定種の出現種数が示されているが（P47）、年度毎に種が安定的に維持されているかどうかの問題だ。ある年に見つかった種がその後見つかっていないのかどうか、増減を示した定量的なデータがあればよい。また、湖岸緑化対策（P52）については植生状況（種類・群生や群落）を示して欲しい。
- ④ **部会・WGの検討状況と今後の予定について**
検討経過と今後の予定について、部会長、リーダーから説明がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。
 - ・地域ごとの検討事項や課題点をとりまとめおきたい。最終的とりまとめは委員会で行うが、まずは地域別部会で意見や論点の整理をお願いしたい（委員長）。
 - ・「水需要管理に向けて(案)」をそのまま河川管理者に提出するのは反対だ。水需要管理は重要で賛成だが、例えば、意見書では「淀川フルプランは形式的にも実質的にも内実はなくなった」としているが、フルプランが変わるものが何なのか分からない。フルプランを土台にして水需要管理をいかに構築していくかを考えるのが適切だ。また、利水安全度低下への評価が低い。水需要管理と財政問題にも関係がない。大阪府営水道に関する記述についても決着がおり、反証も明らかにされていないので、賛成できない。←少数意見については作業検討会にて検討して頂き、さらに第55回委員会でも検討したい（委員長）。
- ⑤ **その他（今後の流域委員会について）**
河川管理者より、今後の流域委員会について説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。その後、委員長より「次期委員会についての要望書」が提出された。主な内容は以下の通り（例示）。
 - ・委員会の進め方として「透明性」「客観性」「あらゆる意味での住民参加の推進」は基本姿勢なので今後も全く変更はない。委員会の6年間の活動による成果が得られた一方で、自治体の首長等から「河川管理者が委員会の意見に偏重しているのではないか」というご批判を頂いていること、委員会へお願いしていることが多岐に渉り委員への負担が大きいため、運営経費も高額になっていることが問題となっている。そこで、6年間の成果をレビュー（検討）するために、河川管理者、委員会委員、第三者（学識者、自治

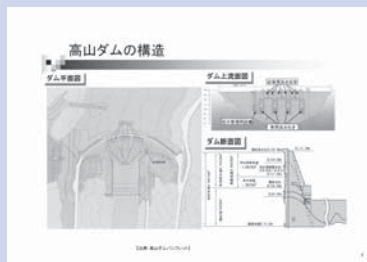
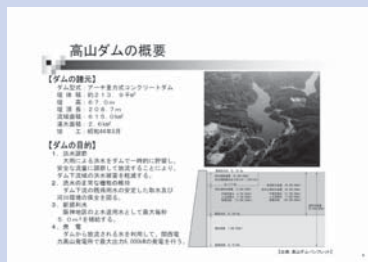
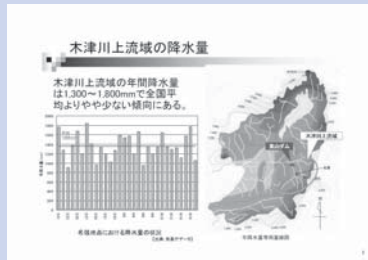
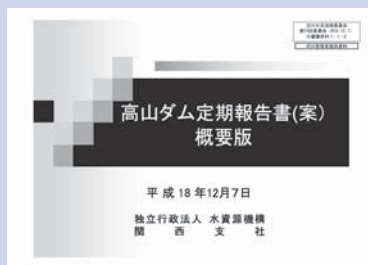
- 体市長あるいは町長）の協働による検討の場を持てればと思っている。自治体には整備計画をつくる上で自治体・住民・学識者の意見を聴くというやり方そのものについて自治体の立場から建設的な意見を頂ければと思っている。場合によっては、社会的評価という側面から報道関係者にも入って頂いた方がよいかもしれないと思っている。河川管理者だけで検討するのではなく、協働で6年間の成果をレビューする場を持ちたい。今年度中にレビューができればと思っている。次期委員会や住民、自治体への意見聴取についてレビューし、公衆も含めた委員選定等の具体的なスケジュールに入りたい。なお、レビューやそれ以後の手続きについては、従来通り、オープンな形で進めたい。具体的なメンバー等は決まっていないが、以上が現時点での河川管理者としての考えだ（河川管理者）。
- ・レビューに第三者として学識者を入れるのは理解できるが、委員会のあり方を考えるために自治体関係者を入れることには違和感がある。レビューは公開で開催するのだから。
 - ←次期委員会の議論ではなく、整備計画を進める上で委員会、住民、自治体の意見をバランスよく聴くための全体の進め方等について整理していく。6年間の成果の整理を行い、今後の委員会において改善すべき点等について検討するが、次期委員会だけではなく、住民や自治体の意見の聴き方の全体について検討してアウトプットを出したい。レビューの公開については決定していないが、少なくとも審議経過はオープンにしていかなければならないと考えている（河川管理者）。
 - ←レビューに加わる委員会委員2～3名は、委員会が推薦した委員でお願いしたい。
 - ・委員会再開までに数ヶ月間の空白ができるが、空白期間の対応はどうするのか。←一般の方からのご意見を受けつける庶務の窓口やHPは継続する。委員への報告事項はHPやメールで継続し、意見を聴くべき場合は個別に頂くか、集まって頂くことになるかもしれない。具体的なことは決まっていないが「委員会がないから意見は聴かない」ということではない（河川管理者）。
 - ・次期委員会についての要望書を提出する。委員会の声を真摯に検討して次期委員会においても真に審議する委員会とされることを要望する（委員長）（以下、要望書から抜粋）。
 1. 本日、貴局が説明された次期委員会についての検討組織について
 - ①一日も早く立ち上げ、迅速に結論を出すこと。
 - ②公開のもとで検討をすすめること。
 2. 次期委員会について
 - ①次期委員会を可及的速やかに再開させること…委員会が河川整備計画案に対して意義ある意見を述べるには、計画案が示されるまえから、周到に準備することがなによりも重要です。本委員会は、6年もの長き年月と、国民の血税をかけて、意見を述べる準備をしてきました。こうした準備を活用するためには、次期委員会を可及的速やかに再開させることが必要です。
 - ②再開後の委員会も「開かれた」ものとする…委員会が意義ある審議を行うには、委員会の自主性および透明性を保障するとともに、広く一般の意見を聴取し、審議に反映させることが重要です。また、河川の特徴を活かした整備計画を策定するには、多様な専門分野の学識経験者のみならず、地域の特性に詳しい住民を委員とし、真に開かれた委員会にすることが必要です。
 - ③現委員会の成果を継承すること…本委員会は、設置以来、500回を超える委員会や地域部会あるいはテーマ別部会などを開催し、会議の内容および資料をすべて公開してきました。本委員会が努力してきた成果を次期委員会に継承することが必要です。
 - 4. **一般傍聴者からの意見聴取**：5名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。
 - ・マル秘だった基本高水等が公開されるという情報公開の流れの中で、淀川水系流域委員会ができ、河川管理者への信頼を保ってきたが、これを否定するような「休止」はどうか。これまで努力を無にし、河川管理者への不信を生んでしまうことになる。洪水を含めて河川とどうつき合っていくかを考えるために市民と協働しなくてはならないこの時期に、委員会休止の方針が出されることを非常に残念に思う。レビューは公開で行い、次期委員会が再開されるまで現委員会の継続をお願いしたい。
 - ・河川管理者は、流域委員会や流域委員会の仕事はどう評価しているのか。はつきりしてほりたい。
 - ・伊賀市の将来人口動向を的確に把握できなければ、水道事業政策の決定が困難となる。平成15～17年の推計は実績より521人もずれている。人口推計の数理的な性格上、修正しなければ25年後には13.25%以上も過大となる。例えば実績75000人なら推計84937人となり、9937人も違うと一日平均給水量は約4670m³も違ってく。三重県は社会保障人口問題研究所の高い人口推計値にすぎないだろうが、過去の推計（出生率の見込み違い等）は悲惨な実績を示している。大学やシンクタンク、経産省等の統計を総合し、伊賀地域の特性を考慮しつつ分析し直すべきだ（参考資料1 No733）。また、意見書No703について指摘した「新たな河川整備を目指して」が著作権法同一性保持権に反してゆがめられていること等について指摘し、パンフの訂正などを求めたが、なぜ委員会は動かないのか。今次委員会での決着を強く求める。
 - ・休止は残念だ。基本方針が遅れているからという理由には道理がないし、納得できない。河川管理者の説明にも説得力がない。河川法を実践しようとするのが流域委員会だ。流域委員会の意見が気に入らないから休止するというのでは、河川法の精神や民主主義と相容れない。「河川管理者は委員会の意見を偏重しているのではないか」という自治体の意見が事実ではないのであれば、考慮は不要ではない。レビューには自治体代表は不要だ。入れるのであれば「では、住民も」ということになる。審議の継続性が切られることが問題だ。最近の河川管理者は委員会を軽視している。休止を取り消し、公衆制を含めて次期委員会委員を速やかに任命するよう強く要請しておきたい。
 - ・流域委員会の要望書や一般意見を聴いて河川管理者はどう思っているのか。きちんと発言すべきだ。

第54回委員会の説明資料より抜粋

■審議資料1-1-2、審議資料1-2-2より

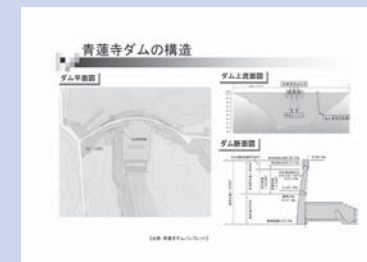
第54回委員会では、審議資料1-1-2「高山ダム定期報告書(案)概要版」、審議資料1-2-2「青蓮寺ダム定期報告書(案)概要版」などを用いて、河川管理者より報告がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○審議資料1-1-2



(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

○審議資料1-2-2



(資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

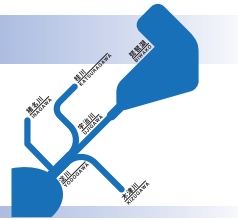
資料リスト		資料請求NO
議事次第		R54-A
報告資料1	前回委員会(2006.11.22)以降の会議開催経過	R54-B
審議資料1-1-1	高山ダム定期報告書(案) -河川管理者提供資料- 【机上資料】	-
審議資料1-1-2	高山ダム定期報告書(案)概要版 -河川管理者提供資料-	R54-C
審議資料1-2-1	青蓮寺ダム定期報告書(案) -河川管理者提供資料- 【机上資料】	-
審議資料1-2-2	青蓮寺ダム定期報告書(案)概要版 -河川管理者提供資料-	R54-D
審議資料2-1	「水需要管理に向けて」(案)	R54-E
審議資料2-2	水位操作WG意見書 目次(案)	R54-F
審議資料2-3	「住民参加のさらなる進化に向けて」目次(案)	R54-G
その他資料	委員会の今後のスケジュール	R54-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	R54-I

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第10回住民参加部会

- 開催日時：2006年11月15日（水）13:30～16:30
- 場 所：京都会館 2階 会議場
- 参加者数：委員9名 河川管理者（指定席）9名
一般傍聴者（マスコミ含む）36名



1. 決定事項

- ・「住民参加のさらなる進化にむけて（案）」について意見がある場合は、次回の意見聴取反映WG作業検討会（11/20）までに意見を提出する。

2. 審議の概要

①各種委員会における住民意見聴取の現状について

河川管理者より、審議資料1「淀川水系河川整備計画基礎案に関する委員会などに関する住民参加の進捗度検討資料(案)」を用いて説明がなされた。

②「住民参加のさらなる進化に向けて」（答申基礎案）について

審議資料2「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

○「はじめに」について

- ・「河川法のように住民意見の聴取・反映を法的要件として明文化した法律は他にない」とあるが（P1）、河川法以外にも都市計画法や環境影響評価法に規定されているので、修正しなければならない。河川法が関係住民の意見を反映させるために必要な措置として公聴会の開催等を規定していることには意味があるといった記述にすればよいのではないか。
- ・流域委員会は、「これまで河川管理者が実施してきた「説明会」方式に替わり」（P1）、対話討論会を提案したわけではない。説明会も1つの手法だ。対話討論会は、新たな意見聴取・反映の1つの方法として、提案したと述べた方がよい。

○第1章「住民参加のためにとられた河川管理者の手法とその評価」について

- ・「対話討論会と住民説明会で行われる説明とは、同質であるべきである」（P2）とあるが、意味が分かりにくい。対話討論会は、住民双方間あるいは河川管理者と住民で対話を行う会であり、基本的には説明に主眼が置かれていない。住民説明会と同質であるべきだという記述だと、対話討論会でも説明が先行すると受け取れる。不要な記述ではないか。

→WGでは住民説明会と対話討論会で違った説明がなされている可能性があるという指摘があった。対話討論会は広範囲を対象に開催されたが、住民説明会は地域を対象に複数回開催された。対話討論会と住民説明会で質の違う説明がなされていると困るというのが意見書の意図なので表現は修正する。

- ・「対話討論会が、河川法上の「公聴会」に位置づけられたことは意義深い」とした上で対話討論会の他にも「公聴会や説明会なども必要であることはいうまでもない」と結んでいるが（P5）、矛盾しているのではないか。公聴会の1つとして対話討論会を提案しているという点がわかるような表現に修正すべき。

→「提言」別冊で対話討論会を公聴会と位置づけているが、ご指摘の通り、冒頭2行と括り2行は少し矛盾している。河川管理者は対話討論会を河川法上の公聴会と位置付けて開催したのか。

→河川管理者で位置づけについて議論をした上で開催したということではないと思う。厳密に言えば、河川法では河川整備計画原案について意見を聴くと規定しており、整備計画原案はまだできていない。

河川管理者としては、試行的な意味合いが強かったと思う。河川法上の公聴会に位置付けてやってみてはどうかという流域委員会の「提言」を受けて、河川法上の公聴会という位置付けではなく、試行的に対話討論会をやってみたということだろう（河川管理者）。

→河川法の解釈について意見を述べておきたい。河川法を形式的に読めば、「整備計画の案を策定しようとする場合」となっているが、解釈としては、原案を前提にしているわけではない。原案よりも早くてもよいし、素案の前から何度意見を聴いてもよい。解釈なので幅があるが、原案の前段階であっても河川法上の根拠はあると考えている。

- ・「非建設的な意見は記録を残すこととどめ、反映しないことも選択肢の1つである」とあるが（P8）、「非建設的な意見は記録に残すこととどめ」でよいのではないか。
- ・対話討論会を実施してきた河川管理者としては、対話討論会にも限界があると感じている。個人的には、参加人数がどうしても限られてしまうので何とかならないか、また、問題のある程度限定しなければ同じ土俵での議論になりにくいのではないかと感じた。対話討論会の限界についてWGで議論があったのであ

れば、ぜひ教えて頂きたい（河川管理者）。

- ファシリテーターが他のファシリテーターを見ないで自分のやり方だけで進行していた。どういった手法がよいのかを検討し合うことができなかったのは残念だと思う。
- 広域的な議題を対話討論会で取り上げるのがよいのかどうかという議論があった。
- 文化的イベントとの共催等、人が集まりやすい場でやってはどうか。
- 意見書のあちこちに具体的な提案を書いたが、わかりにくいので整理・集約したい。

○第2章「住民参加のさらなる進化に向けて」について

- ・住民参加制度の基本的な考え方について意見を述べたい。住民の生命、身体、健康、安全などに関する基本的な人権の実現を図るのが行政の使命なので、政策決定についての最終的権限が行政にあるとしても、政策の立案や計画の策定に際して住民の意見を踏まえるのは当然であり、行政があらゆる情報を踏まえた総合的判断を行う上においても、行政の政策形成過程における住民参加は不可欠な制度だ。実質的な住民参加を支える柱は、①行政計画策定過程の民主化、透明化 ②対話、住民意見の反映 以上の2つがあり、この両者が相互に補完、担保し合っている。実質的な住民参加は、住民の言いっぱなし、行政の聞きっぱなしで終わらせるのではなく、対話、住民意見の反映が実現できて初めて体现されるものだ。そして、この対話、住民意見の反映は、行政計画策定過程のより早い段階からの ①十分かつ正確な情報、資料の公開 ②計画策定の各段階の丁寧な対話の実施、実行による住民と行政相互間の努力、成果の共有のもとで初めて生まれるものだ。よって、「2-1」、「2-3（第2段落）」、「おわりに（第1段落）」の基本的な住民参加制度についての考え方に於ける表現も変わってくるので検討をお願いしたい。
- ・「「参加」にいかなる法的効力を付与するのか、また、いかに「参加」を法的保護の対象とするかが今後の課題である」（P9）としているが、法的な視点から意見書を出すわけではないので、削除した方がよい。

○第3章「社会的合意について」、「おわりに」について

- ・「「住民投票」は社会的合意形成の手法にならず」（P14）とあるが、住民投票は合意形成の1つの手法であり、合意形成だけを目指して多数決によって合意があったものと見なすというのが住民投票だと理解している。「合意形成の手法になじまない」という記述は少し違っているのではないかと。
- ・「利他的利益」（P15）、「このような手続きは、これまでの住民参加概念とは質的にも量的にも異なる問題を提起している」（P15）という文章の意味がよくわからない。分かりやすい表現にした方がよい。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：5名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・第2章に新たに「委員・審議会のあり方」という項を起こして欲しい。流域委員会は「委員公募」と「一般傍聴者の発言」が優れている。各種委員会や審議会において、①委員が公募されたかどうか ②一般傍聴者の発言がどうなっているのかを検証する必要がある。例えば塔の島河川整備に関する委員会では、住民が委員として参加しているが公募ではない。公募と一般傍聴者発言を広げていくことが重要だ。
- ・河川法第16条には住民参加の具体的な実現を目指すものが欠けている。解釈上厳格に適用されれば「必要があれば公聴会を開いて住民意見聴取反映を行ったことにする」という程度で運用される可能性も高い。やはり、住民参加を実現する事前評価法の立法が必要だ。公共事業は原則的に計画の事前の構想段階で関係住民、住民組織、国民の公募による全体の1/2以上の参加を保障した公共事業事前評価協議会を設置し、環境アセスメント事業費対効果を含め、河川整備であればその基本方針の決定を行い、整備計画案の決定までこの協議会が責任を負う形が最も望ましい。意見書(案)には、上記の法の不備を指摘する明確な意見がない。
- ・球磨川流域関連の中央の小委員会が行われている。中央のトップダウンで計画が進められており、住民参加が考えられていない。流域委員会で議論されているような内容とは違っている。流域委員会の河川管理者や委員は気合いを入れてやって欲しい。
- ・「住民意見の聴取・反映」は計画者ある程度拘束することになるが、意見書で示されている「反映」の考え方がわかりにくい。多数決主義ではなかなか反映できない意見が大事なので、反映の仕組みの中で多数決主義とは違う考え方を採用するといったことを意見書に記述してはどうか。
- ・意見書(案)では「テーマ毎、場面毎にさまざまな方式を使い分けなくてはならないことが理解された」（P5）としているが、どのように使い分けるのが書かれていない。住民説明会とそれ以後のものは全く違う場面で使う手法だ。特に住民への説明をどうするか。情報公開と住民の理解度が重要なポイントなので、住民の理解をはかるための手法の検討が必要だ。また、アンケートの各手法（P10）やサイレントマジョリティーの定義（P11）、専門部署の設置・育成（P12）については、あえて書く必要はない

第10回住民参加部会の説明資料より抜粋

■ 審議資料1より

第10回住民参加部会では、審議資料1「淀川水系河川整備計画基礎案に関連する委員会などに関する住民参加の進捗度検討資料(案)」を用いて、河川管理者より報告が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

※「1. 設置状況」については委員会設置年度を併せて記載

※「4. 委員会等の設置根拠」については、該当する欄に○印を記載(複数回答可)

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・ 検討会など	1. 設置 状況	2. 設置 期限	3. 開催 頻度	4. 委員会等の設置根拠				
						a.既設 b.未設置 c.設置予定	A.常設 B.時限	①技術的 課題に対 する検討	②行政間 における情 報の共有化 ・合意形成	③関係者 を含めた 情報の共有 化・合意 形成
12	治水 1-1-3	(木津川上流管内)水害に強い 地域づくり協議会準備会	a	B	不定期 (2-3回/年)	○	○			
22 ～ 25	環境 9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川 流域水質管理協会	c				○	○		○
54	治水 1-1-1	水害に強い地域づくり協議会(淀川) 【首長会議・行政WG】	a H16年度	A	首長会議: 年1回 行政WG: 年2回		○			
		水害に強い地域づくり協議会(淀川) 【住民への各種説明会(勉強会)】	a H17年度	B	随時					○
55		水害に強い地域づくり協議会(琵琶湖)	a	A	3回	○	○			
		水害に強い地域づくり協議会(琵琶湖) 【担当者会議・ワーキンググループ】	a	A	担当者会議: 4回 ワーキング: 6回	○	○			
		水害に強い地域づくり協議会(琵琶湖) 【ワークショップ】	a	B	3回	○				○
56		水害に強い地域づくり協議会 (木津川上流)	c	A	未定					
57		水害に強い地域づくり協議会(猪名川) 【猪名川流域総合治水対策協議会】 (情報伝達や避難体制の構築に係る 専門部会)	a	A	専門部会: 年1回	○	○			
67	利水 1-4	洪水対策会議(淀川水系全体)	c	未定	未定		○			
68	〃	洪水対策会議(琵琶湖・淀川関係)	c	未定	未定		○			
69	〃	洪水対策会議(日吉ダム関係)	c	未定	未定		○			
70	〃	洪水対策会議(木津川関係)	c	未定	未定		○			
71	〃	洪水対策会議(室生ダム関係)	c	未定	未定		○			
72	〃	洪水対策会議(猪名川関係)	c	未定	未定		○			

<説明>
1. 設置状況 当該会議の設置状況、設置済みのものについては設置年度を記載
2. 設置期限 常設or時限
3. 開催頻度
4. 委員会等の設置根拠についての説明(該当項目全てに○印を記載)
①技術的課題について専門的な検討を行うもの
②河川管理上の課題について、異なる行政(河川管理者)を含め、検討をおこなうもの
③河川管理上の課題について、関係者(利水者、関係団体の代表等)を含め、検討をおこなうもの
④住民意見の聴取を目的としたもの(傍聴者の意見聴取を含む)
⑤住民参加型で行うもの
5. 委員会等の構成欄についての説明(該当項目全てに○印を記載)
①行政関係者のみ
②学識経験者として、主に大学等研究機関に係る方を委員として入れてるもの
③関係者として住民は区別し、利水者や漁業組合関係者等の代表の方を委員として入れているもの
④有識者住民として学識経験者を区別し、専門的知識や豊かな経験を有する住民を委員として入れているもの
⑤住民を委員として入れているもの
6. 委員会等の開催形式についての説明(該当項目全てに○印を記載)
①内部会議
②公開会議
③第3者の進行役(ファシリテーター)をおき、参加者の相互理解、より深い意見を得るためのもの
④住民自らが問題意識、目的意識を持って、勉強、作業を行うもの

※「5. 委員会等の構成」「6. 委員会等の開催形式」については、該当する欄に○印を記載(複数回答可)

No.	整備内容 シート 番号	検討項目／諸委員会・ 検討会など	5. 委員会等の構成					6. 委員会等の開催形式		
			①行政	②+学 識経験 者	③+関 係者	④+有 識者住 民委員	⑦+住 民	①委員 会形式	②委員 会形式 (一般傍 聴あり)	③対話 会形式 (第3者 主導型)
12	治水 1-1-3	(木津川上流管内)水害に強い 地域づくり協議会準備会	○							○
22 ～ 25	環境 9-1	(各事務所管内)琵琶湖・淀川 流域水質管理協会	○	○	○	○				
54	治水 1-1-1	水害に強い地域づくり協議会(淀川) 【首長会議・行政WG】 水害に強い地域づくり協議会(淀川) 【住民への各種説明会(勉強会)】	○	○				○		○
55		水害に強い地域づくり協議会(琵琶湖) 水害に強い地域づくり協議会(琵琶湖) 【担当者会議・ワーキンググループ】 水害に強い地域づくり協議会(琵琶湖) 【ワークショップ】	○	○	○				○	
56		水害に強い地域づくり協議会 (木津川上流)								○
57		水害に強い地域づくり協議会(猪名川) 【猪名川流域総合治水対策協議会】 (情報伝達や避難体制の構築に係る 専門部会)	○						○	
67	利水 1-4	洪水対策会議(淀川水系全体)	○	○	(利水者)	○			○	
68	〃	洪水対策会議(琵琶湖・淀川関係)	○	○	(利水者)	○			○	
69	〃	洪水対策会議(日吉ダム関係)	○	○	(利水者)	○			○	
70	〃	洪水対策会議(木津川関係)	○	○	(利水者)	○			○	
71	〃	洪水対策会議(室生ダム関係)	○	○	(利水者)	○			○	
72	〃	洪水対策会議(猪名川関係)	○	○	(利水者)	○			○	

(※資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		J10-A
報告資料1	各種会議の結果報告(2006年11月15日現在未報告分)	J10-B
審議資料1	淀川水系河川整備計画基礎案に関連する委員会などに関する 住民参加の進捗度検討資料(案) -河川管理者提供資料-	J10-C
審議資料2	住民参加のさらなる進化に向けて(案)平成18年11月15日版	J10-D
その他資料	委員会の今後のスケジュール	J10-E
参考資料1	委員および一般からのご意見	J10-F

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。
資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第8回利水・水需要管理部会の説明資料より抜粋

■ 審議資料1-1より

第8回利水部会では、審議資料1-1「利水・水需要管理部会報告書(案)『水需要管理に向けて』(061123版)」を用いて、委員間で意見交換がなされました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

利水・水需要管理部会報告書(案) 水需要管理に向けて (061123版)

目次

はじめに

第1章 淀川水系における利水政策の考え方と課題

- 1.1 水資源開発政策の現状と課題(フルプラン体制)
- 1.2 利水管理政策と河川整備計画
- 1.3 課題の整理

第2章 開発行政からの転換

- 2.1 利水管理理念の転換
- 2.2 水需要管理を促す5の要因
- 2.3 水需要管理の3本の柱

第3章 水需要管理の具体的施策の検討

- 3.1 河川流量データおよび水収支分析重視の管理
 - (1) 渇水対策
 - (2) 水需要の把握
 - (3) 枚方(高浜)基準点の確保流量
 - (4) 異常渇水時の緊急水の補給
 - (5) 渇水調整と大川維持流量について
- 3.2 水需要管理のソフトソリューション
 - (1) 水需要の精査確認と水利権の用途間転用
 - (2) 河川法第53条および第53条の2について
 - (3) 基準点確保流量および既設水源施設の運用の見直し ローカル利水
- 3.3 水需要管理のソフトソリューションの例題
 - (1) 三重県伊賀用水の新規利水について
 - (2) 河川自流からの取水および農業用水の転用

(※次ページへ続く)

- (3) 淀川下流(阪神地区)利水との水利調整
- 3.4 環境との関係
 - (1) 阪神地区の水需要の傾向
 - (2) 利水者の経営
 - (3) 水利権
 - (4) 料金制度 負担金
 - (5) 環境コスト負担
 - (6) 水系の水環境の改善・向上
- 3.5 治水との関係
 - (1) 夏期制限水位と異常水位低下の関係
 - (2) 制限水位の柔軟な運用

第4章 新たな淀川利水管理にむけて自治体・市民の役割

- 4.1 渇水対策会議の強化
- 4.2 自治体と地域政策の中で行う水需要管理
- 4.3 試行モデル、社会実験、ベンチマーク方式

第5章 まとめ

おわりに

補遺 淀川水資源開発の概略

付属資料

(※資料の全文については、ホームページをご覧ください。)

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		L8-A
報告資料1	第4回利水・水需要管理部会検討会(2006.9.26開催)結果報告	L8-B
報告資料2	第5回利水・水需要管理部会検討会(2006.10.10開催)結果報告	L8-C
報告資料3	第6回利水・水需要管理部会検討会(2006.10.31開催)結果報告	L8-D
審議資料1-1	利水・水需要管理部会報告書(案)「水需要管理に向けて」(061123版)	L8-E
審議資料1-2	利水・水需要管理部会報告書(案)水需要管理に向けて(061123版)への意見 -河川管理者提供資料-	L8-F
審議資料1-3	「水需要管理に向けて(061123版)」(淀川水系流域委員会)の意見 -河川管理者提供資料-	L8-G
審議資料2	なし	-
その他資料	委員会の今後のスケジュール	L8-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	L8-I

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。

資料をご覧になりたい方は、P.22の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会 委員リスト

2006.8月現在（五十音順、敬称略）

氏名	対象分野	所属等
綾 史郎	洪水、高潮・津波	大阪工業大学 教授
池淵 周一	水資源・水循環	京都大学防災研究所 教授
今本 博健	洪水	京都大学 名誉教授 水工技術研究会 会長
江頭 進治	河道形状・土砂移動	立命館大学理工学部 教授
岡田 憲夫	事業評価	京都大学防災研究所 教授
荻野 芳彦	農業関係	大阪府立大学 名誉教授
角野 康郎	植物	神戸大学理学部 教授
金盛 弥	洪水	元大阪府副知事
川上 聡	住民連携	NPO法人 全国水環境交流会 理事 木津川源流研究所 所長
川崎 雅史	景観	京都大学大学院工学研究科 助教授
澤井 健二	河川敷・水面利用	摂南大学工学部 教授
高田 直俊	洪水、河道形状・土砂移動	大阪市立大学 名誉教授 社団法人 大阪自然環境保全協会 会長
田中 真澄	住民連携	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 NPO法人 市民環境研究所 副代表
千代延 明憲	住民連携	流域住民
寺川 庄蔵	住民連携	びわ湖自然環境ネットワーク 代表
寺田 武彦	法律	弁護士（元日弁連公害対策委員会委員長） 龍谷大学法科大学院 教授
戸田 直弘	漁業関係	滋賀県漁業共同組合連合青年会 理事
中村 正久	水環境	滋賀大学 環境総合研究センター 教授
西野 麻知子	動物	滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター 総括研究員
本多 孝	住民連携	IPNET-Jインターネットリレーションネットワーク・ジャパン 事務局長
水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授
三田村 緒佐武	生態系、住民連携	滋賀県立大学環境科学部 教授
村上 興正	生態系、動物、景観	同志社大学 嘱託講師
村上 哲生	水質	名古屋女子大学 教授
谷内 茂雄	生態系	総合地球環境学研究所研究部 助教授

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

以下の方法で委員会、部会、検討会の議事録、資料及び意見書を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

※平成18年8月29日以降のみで資料は検討中のものは除かせていただきます。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しております。

郵 送

郵送による配付資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

閲 覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

「意見書」の入手

意見書の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「意見書希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させていただきます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。

ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。（宛先については裏面をご覧ください。）

※氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、下記までお寄せ下さい。

※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せて記入いただきますよう、お願いいたします。

※ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

※ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

「淀川水系流域委員会ニュースレター」について

今号の「淀川水系流域委員会ニュースレター」は、第52回委員会、第53回委員会、第54回委員会、第10回住民参加部会、第8回利水・水需要管理部会の模様をまとめたものです。詳細は淀川水系流域委員会ホームページをご覧ください。

